

猪名川町企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

1 業務名称

企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務目的

自治体が行う地方創生事業に対し、寄附を行った企業が税制上の優遇措置を受けられる地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）は、地方への資金の流れや地域との連携を強め、地方創生の充実・強化を図るものである。

本町では、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る「猪名川町まち・ひと・しごと創生推進計画」（以下「地域再生計画」という。）を作成し、本制度の積極的な活用を図るべく、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取り組みを効果的に実施することを目的とする。

3 契約期間

契約日から令和8年3月31日までとする。ただし、契約満了の1か月前までに本町または事業者の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、地域再生計画の終期が令和12年3月31日までのため、令和12年3月31日までを契約の最大延長期間とする。ただし、本町において本事業の予算確保が困難になった場合は、期間満了の1か月前を超過した場合であっても、契約を自動更新せず終了させることができるものとする。

4 業務内容

- ①寄附見込企業に対する寄附活用事業の紹介及び企業版ふるさと納税の制度説明
- ②寄附見込企業の新規開拓及び町に対する寄附見込企業の紹介
- ③寄附見込企業への寄附手続きの説明
- ④その他、本町の寄附獲得に資する支援

5 寄附額の事業への充当

寄附対象事業が、本町から団体等への補助金等の事業である場合、寄附額から一定割合を除いた額を団体等への補助金等に充当するものとする。充当割合については、事業ごとに決定する。

6 成果報酬の算定等

- ①本業務は成果報酬型とし、事業者が本町に対して寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した成果報酬を支払うものとする。

寄附金額×手数料率（1円未満は切り捨て）

※上記で算出した金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

- ②成果報酬の支払いは、寄附見込企業から本町に対し寄附を行った後、本町は速やかに受託者にこの旨を伝え、事業者からの請求により支払いを行うものとする。

7 業務の進捗報告

事業者は、業務の進捗に応じて定期的に本町に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、本町との協議により決定するものとする。

8 秘密の保持

- ①事業者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、または本町の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- ②事業者は、業務従事者に①の規定を遵守させなければならない。
- ③本町は、事業者が①及び②の規定に違反し、本町または第三者に損害を与えた場合は、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。
- ④①から③までの規定は、本業務に係る委託期間の満了後または契約解除後も同様とする。

9 個人情報の保護

- ①受託者は、関係法令等を遵守し、本業務の履行にあたり個人情報の漏えいを防止するため、必要な措置を講じること。また、本業務の履行にあたり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- ②本業務において収集したデータは適正に管理し、特に、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び猪名川町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守しなければならない。

10 その他

- ①本業務の詳細や工程等の管理については、本町と十分に協議すること。
- ②本業務に関する資料等は、すべて本町に帰属するものとし、本町の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならないこととし、契約終了後も同様とする。
- ③寄附を行うことの代償として、事業者が寄附企業に経済的利益を供与することを禁止する。
- ④契約締結後、当該契約の履行期間中において、事業者が「猪名川町企業版ふるさと納税マッチング支援業務公募型プロポーザル実施要領」に定める申込資格を満たさなくなった時は、契約の解除を行うことができるものとする。
- ⑤寄附が集まらないことによるペナルティは設けない。
- ⑥仕様書に定めのない事項または仕様書について疑義の生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。